

城南通所リハビリセンター
通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、医療法人社団城南会 富山城南病院(以下「事業者」という。)が開設する城南通所リハビリセンター(以下「事業所」という。)が行う通所リハビリテーション事業及び介護予防通所リハビリテーション事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護者状態(介護予防にあつては要支援状態)にある利用者(以下「利用者」という。)に対し、適正な通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション(以下「通所リハビリテーション等」という。)を提供することを目的とする。

(事業の運営の方針)

- 第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 2 事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持又は向上を目指し、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行うことによって、利用者の心身機能の維持回復を図る。
- 3 事業所の従業者は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行うことによって、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 城南通所リハビリセンター
- (2) 所在地 富山市太郎丸本町1丁目8-1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- (2) 従業者

- ・医師 1名

医師は、通所リハビリテーション等の提供に当たって、従業者へ指示を行うとともに、利用者の病状に応じた医学的管理を行う。

- ・理学療法士、作業療法士もしくは言語聴覚士又は看護職員もしくは介護職員 4名以上

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士は、医師の診療に基づいて通所リハビリテーション計画を作成し、リハビリテーションを提供する。

- ・看護、介護職員は、リハビリテーションに伴って必要な看護、介助及び援助を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日～金曜日までとする。祝日は営業する。ただし、年末年始、お盆等、法人が定める休業日については休業にする。
- (2) 営業時間 午前8時20分～午後5時20分までとする。
- (3) サービス提供時間 ① 8:30～11:30 ②13:30～16:30

(通所リハビリテーション等の利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、次のとおりとする。

- (1) 8:30～11:30 40名 (2) 13:30～16:30 40名

(事業の内容及び利用料等)

第7条 事業の内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額とする。

- (1) 機能訓練
 - (2) 健康チェック
 - (3) 送迎
 - (4) 運動器機能向上(介護予防)
 - (5) 口腔機能向上(介護予防)
- 2 その他、日常生活において通常必要となる費用で、利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
- 3 前2項の利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の費用について記載した領収書を交付する。
- 4 通所リハビリテーション等の提供の開始に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、堀川・光陽校区とする。

(衛生管理等)

- 第9条 事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じる。
- 2 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

- 第10条 従業者は利用者に対して従業者の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。
- 2 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。
- (1) 主治医からの指示事項等がある場合には申し出る。
 - (2) 気分が悪くなった時は速やかに申し出る。
 - (3) 体調不良等によって通所リハビリテーション等の提供に適さないと判断される場合には、サービスの提供を中止することがある。

(緊急時等における対応方法)

- 第 11 条 通所リハビリテーション等の提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。主治医へ連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 利用者に事故が発生した場合は、速やかに家族、市町村、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。
 - 3 事業所は利用者に対する通所リハビリテーション等の提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

- 第 12 条 事業所は、防災管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等の訓練を行う。

(苦情に対する対応方針)

- 第 13 条 事業所は、提供した通所リハビリテーション等に係る利用者又は家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するためその窓口を設置し、必要な措置を講じなければならない。
- 2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
 - 3 事業所は、介護保険法の規定により市町村や国民健康保険団体連合会(以下「市町村等」という。)が行う調査に協力するとともに、市町村等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って適切な改善を行うものとする。
 - 4 事業所は、市町村等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告するものとする。

(個人情報保護)

- 第 14 条 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。
- 2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に使用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第 15 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- (1) 虐待防止の為の対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、通所リハビリテーション等の提供中に、従業員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

- 第 16 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する通所リハビリテーション等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
 - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての重要事項)

- 第 17 条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を確保するものとする。また、全ての通所リハビリテーション従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員等、政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
 - 4 事業所は、適切な通所リハビリテーション等の提供を確保する観点から、性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
 - 5 事業所は、通所リハビリテーション等の提供に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保管するものとする。
 - 6 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は運営法人と事業所の管理者との協議に基づいて別途定める。

附則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。